

令和7年4月現在

開発行為・建築等 関係課一覧(概要)

この表は、土地取引・造成・建築等に関わる業務の内、比較的問い合わせの多いものを抜粋して、担当課を示しています。全ての業務を網羅したものではありません。

農林水産課 (8F) (082-420-0939)	●農業振興地域(農用地区域) ●森林法 ●広島県が定める地域森林計画の対象民有林
農業委員会 (8F) (082-420-0972)	●農地法(農地転用)
産業振興課 (8F) (082-420-0921)	●産業団地(団地協定) ●工場立地法 ●企業立地促進助成制度 ●大規模小売店舗立地法
都市整備課 (8F) (082-420-0955)	●都市計画道路等の整備 ●都市公園(総合公園・運動公園含む) ●自然公園 ●緑地環境保全地域
農林整備課 (8F) (082-420-0406)	●農道・林道の整備 ●農道改良要望 ●農業用施設(水路・ため池等)の整備 ●小規模崩壊地の復旧 ●治山関係
都市計画課 (7F) (082-420-0954)	●用途地域/区域区分(市街化区域・市街化調整区域)/都市計画区域 ●立地適正化計画 ●都市施設(都市計画道路等)の位置 ●都市施設等の区域内の建築許可(都計法53条) ●地区計画/白市地区景観形成要綱 ●広島県景観条例
開発指導課 (7F) (082-420-0959)	●開発許可 ●市街化調整区域における新改築、用途変更 ●優良宅地造成認定制度 ●宅地造成等規制法 ●国土利用計画法 ●公有地拡大の推進に関する法律 ●造成宅地防災区域(東広島市には無い) ●土砂の搬出、埋立行為に関する許認可 ●盛土規制法
建築指導課 (7F) (082-420-0956)	●建築確認・建築許可・建築認定 ●建築計画概要書の閲覧・各種証明 ●建築物耐震診断補助 ●建築基準法上の道路の確認 ●広島県福祉のまちづくり条例事前協議 (木造住宅を除く) ●道路位置指定(建基法第42条第1項第5号) ●バリアフリー法 ●屋外広告物法 ●建築基準法に係る定期報告 ●省エネ法の届出 ●建設リサイクル法 ●中高層建築物の届出 ●低炭素建築物の認定 ●駐車場法
区画整理課 (7F) (082-422-1344)	●土地区画整理事業(仮換地、換地、保留地) ●土地区画整理区域内の建築等許可(区画整理法76条)
下水道管理課 (7F) (082-420-0957)	●公共下水道の事業計画、供用開始区域 ●公共下水道等の負担金・分担金・使用料
下水道建設課 (7F) (082-420-0958)	●公共下水道の整備
下水道施設課 (7F) (082-420-0403)	●排水設備工事の申請(公共ますの設置等) ●公共下水道区域外流入 ●産業団地汚水処理施設 ●農業集落排水 ●排水の水質基準
建設管理課 (6F) (082-420-0961)	●道路・河川の占用、工事申請、境界確認等 ●市道・道路幅員の確認・証明 ●採石に関する許認可 ●林地開発に関する許認可 ●砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域に関する許認可 ●港湾・海岸・漁港に関する許認可
道路建設課 (6F) (082-420-0948)	●市道の整備 ●市道改良要望
災害河港課 (6F) (082-420-0940)	●河川・港湾施設の整備 ●急傾斜地の整備 ●災害復旧
維持課 (6F) (082-420-0949)	●市道、林道、農道、河川、排水路の維持・修繕
用地課 (6F) (082-420-0947)	●地籍調査
住宅課 (6F) (082-420-0946)	●長期優良住宅の認定 ●木造住宅耐震診断・改修の補助 ●がけ地近接等危険住宅移転 ●空家等対策
資産税課 (5F) (082-420-0911)	●航空写真 ●路線価 ●固定資産税、都市計画税
生活衛生課 (4F) (082-422-1048)	●浄化槽の設置届(建築確認に伴うものは7F建築指導課) ●墓地 ●水質汚濁防止法 ●大気汚染防止法 ●騒音規制法 ●振動規制法 ●悪臭防止法 ●ダイオキシン類対策特別措置法
危機管理課 (3F) (082-420-0400)	●避難所・ハザードマップ(洪水災害・土砂災害)・地震防災マップ ●防犯灯 ●津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(東広島市は作成していない)
市民生活課(北館1F) (082-420-0922)	●住居表示(住居表示変更証明は市民課) ●市民相談
出土文化財管理センター (河内町中河内 651-7 082-420-7890)	●埋蔵文化財(遺跡)の確認
広島県 (本庁 代表:082-228-2111) (東広島支所 代表:082-422-6911)	●国道375号、県道の整備 ●保安林 ●土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域(土石流・急傾斜地の崩壊・地すべり) ●土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所 ●砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域 ●河川浸水想定区域 ●高潮・津波浸水想定区域
大阪航空局広島空港事務所 (広島空港 0848-86-8650)	●航空法に基づく広島空港周辺における高さ制限(東広島市内は河内町の一部のみ)